

学齢期で利用できる福祉サービスと 利用計画について



相談支援センターつみき

2025.11.18

サービス利用の前に・・・

- なぜ、サービスを利用するのか？
- 将来、どのように成長してほしいか？



サービスの目的



放課後等デイサービス

- 本人支援
- 家族支援
- 移行支援
- 地域支援・地域連携

日中一時支援事業

- ご家族の負担軽減
(レスパイト)
- きょうだいの用事
- 活動場所・居場所の確保

	放課後等デイサービス	日中一時支援事業
事業所数	茅ヶ崎市 37か所 寒川町 6か所	茅ヶ崎市 8か所 寒川町 3か所
事業目的	本人支援・家族支援 移行支援・地域支援・地域連携	家族の休息やきょうだい児の用事等での過ごし場所
利用対象者	小学生～高校生	未就学児童～成人 ＊市町によって対象年齢の違いあり
利用に必要な物	受給者証（障害児通所支援） サービス等利用計画orセルフプラン	受給者証（地域生活支援事業）
利用料金	1割負担 ＊その他、実費負担は事業所によって異なる ＊負担金の上限有 （0円、4,600円、37,200円）	1割負担 ＊その他、実費負担は事業所によって異なる ＊負担金の上限なし
申請手続き	各市町の障がい福祉課窓口 ＊サービス等利用計画orセルフプランの作成・提出後に受給者証の発行	各市町の障がい福祉課窓口

事業所選びのポイント



<事業所に望むことは？>

- 人とのやり取りがうまくできるように
- 癇癢を減らしたい
- 運動面を伸ばしたい
- 気持ちが安定して過ごせるように などなど

確認するポイント！

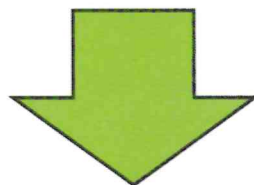


- 受入れ状況 → 新規の受け入れ
- 事業所の特色 → 運動、人とのやり取り、学習、カリキュラム、個別対応
- 送迎の有無 → 送迎範囲、学校が決まっている場合もある
- 活動時間（平日、土日、祝日、長期休暇時）
→ 長期休暇時、午後から利用の事業所もある
- 実費の負担金 → おやつや教材費は実費の事業所が多い
- 自宅からの距離 → 年に数回、事業所での面談がある

1番大切なことは・・・



お子さんが安心して、楽しく通うことができる
(お子さんの特性を正確に理解し、その子に合った支援が提供できる場所)



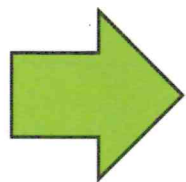
本人の安心・安全は、ご家族の安心にもつながる



障害児支援利用計画書とは？



- 利用する根拠を明確にする
- 支援内容を明確にする
- 関係者・関係機関の役割を明確にする
- 定期的なモニタリング（サービスの利用状況の確認）



将来の希望する暮らしの実現に向け、一緒に取り組む

	障害児支援利用計画	セルフプラン
作成者	指定障がい児相談支援事業の指定を受けている事業所の相談支援専門員	ご家族や本人 *委託相談支援事業所等がセルフプランの作成補助を行っているところもあります
関係機関との連携や評価	3～6ヶ月に1回の評価（モニタリング）を実施します。 計画変更の際には、本人、家族、関係者を招集し、サービス担当者会議を開催します	評価（モニタリング）やサービス担当者会議は必須ではありません *保護者が担当者会議を主催することも可能です。また、委託相談支援事業所とかかわりのある方は、そちらに依頼することもできます
対象となるサービス	障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援など） 成人向けサービスの障害福祉サービス（短期入所、居宅介護など）も可能	すべてのサービスに対応できます
相談支援事業所	茅ヶ崎市 （委託） 障害者生活支援センター、とれいん、元町の家、つみき 寒川町 （委託） すまいる、ゆいっと その他、指定障がい児相談支援事業所 茅ヶ崎14か所、寒川3か所	



その他の福祉サービス

- 居宅介護（身体介護）

- 入浴、排泄、食事等の直接身体に触れる介助サービス

- 移動支援

- 移動が困難な方に対して外出支援を行うサービス

- 生活上欠かせない外出や訓練、余暇支援等の目的で利用することが出来る

- 短期入所

- 緊急時や保護者の休息等、家庭でのケアが難しい時に、一時的に預けることで家族の負担を軽減する

最後に・・・



- ・まずは学校生活に慣れることが大切。
- ・新しい居場所となる放課後等デイサービスや日中一時支援

➡ 実際に通うのはお子さんです

お子さんの心と身体と社会性などなど、様々な成長に関わっていきます。

見学、体験を重ねて、お子さんに合った事業所を見つけてください。